

経済財政政策部局の動き

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しについて

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(企画担当)付

森本 果奈
岡 舜也

はじめに

足元で物価上昇が継続する中、公的制度の中にはデフレ時代のまま据え置かれてきた基準額や閾値があることが、2025年初めの国会や与党の議論で明らかになった。

以降、経済財政諮問会議や与党で活発に議論が行われ、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太方針2025)、また「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、政府自らが経済の好循環の実現に向けて率先して取り組んでいくことが重要なメッセージの一つになっており、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進め、同時に、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行うことが記された。

本稿では、上記の取組を進めるため、公的制度に係る基準額や閾値に関して、省庁横断的かつ網羅的に行った点検・見直しについて紹介する。

点検・見直しの概要と結果

令和7年6月、前述の取組を円滑に実施するため、「予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議」が設置され、予算と税制において、基準額や閾値の点検・見直しが要請された。

予算に関しては、多くが基準額を有すると考えられる補助事業のうち、法律・政令等に規定され事業の継続性が高い法律補助事業と、10年以上継続的に実施している予算補助事業が点検対象とされた。税制に関しては、国税・地方税の税制全般から租税特別措置及び地方税法に定める税負担軽減措置が中心に点検された。

点検・見直しの結果、基準額・閾値がある444件の補助事業のうち301件が令和8年度予算において見直された。このうち21件は、過去10年以上基準額・閾値が据え置かれていた。

例えば、自動車事故で亡くなった方の子に給付される交通遺児育成給付金支給事業について、国から交通遺児(満19歳まで)に支払われる給付月額が、補助制度が創設された昭和55年以来据え置かれたままであった。令和8年度予算において、この基準額の見直しが行われ、例えば、0~6歳の子に給付される月額については、32,000円から54,700円(+71%)に引き上げられることとなった。

税制についても、点検の結果、国税21件、地方税18件が税制改正プロセスを経て見直されることとなった。

図表 基準額・閾値の具体的な見直しの例

	見直し前	見直し後	据置年数
予算の見直し事例			
交通遺児育成給付金支給事業(国土交通省)	交通遺児に対する給付月額(例) 0~6歳		
	32,000円	54,700円	45年
更生保護委託費(法務省)	更生保護法人等への委託費(例) 食事付宿泊費(1人1日)		
	2,037円	2,287円	42年
公的賃貸住宅家賃対策補助(国土交通省)	子育て世帯等向けの住宅の家賃減額上限額(月額) ※国は1/2を補助		
	40,000円	50,000円	19年
新規就農者育成総合対策等(農林水産省)	新たに農業経営を開始する者等に対して交付する資金(年額)		
	150万円	165万円	14年
税制の見直し事例			
マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額	(例) 片道65km以上75km未満の場合		
	31,600円	45,700円	12年
中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例	少額減価償却資産の取得価額		
	30万円	40万円	23年

おわりに

物価上昇に限らず、社会のあらゆる変化に対して、政府が率先して対応を講じることは、大きな意義を有する。

今般の取組では、省庁横断的に点検することによって、少なくとも事業において、基準額・閾値の引き上げが成果として挙げられた。同時に、一度限りの取組とはならないように、改定ルールの設定状況についても点検・見直しを行い、ほぼすべての事業で改定ルールが設定されることとなった。

今後も、この改定ルールに沿って基準額・閾値が物価上昇に合わせて、的確に対応されていくことが期待される。

森本 果奈 (もりもと かな)
〔香川県より派遣〕
岡 舜也 (おか しゅんや)